税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

税理士業務に役立つ TAINS活用法を使っての検索

谷　信洋〔麻布〕

はじめに

東京税理士会と一般社団法人日税連税法データベース東京事務所との共催により、去る5月22日と6月21日にTAINSの活用セミナーが開催されました。その際、せっかくTAINSの会員になっていても、上手く検索できないという方もいましたので、平成22年10月発行の「税理士業務に役立つTAINS活用法（以下「活用法」といいます。）」を利用した検索方法について見ていきます。

Ⅰ　税区分による検索事例

活用法では第2章において、税区分による検索事例として所得税、法人税、相続税、その他の国税、地方税、その他という6区分の税目で63の事例を紹介しています。

それでは、活用法18頁を開いてください。ここでは、事例1として士業の必要経費について検索していきます。TAINSには、いろいろな検索方法があることは、東京税理士界666号で述べましたが、通常は一般検索を使うことが多いと思います。

士業とは、税理士業、弁護士業、司法書士業、不動産鑑定士業などのサムライ業を指しています。税理士業とか弁護士業という直接的なキーワードでも検索できますが、士業全体にわたるキーワードとして、士業とキーワードを入れて後方一致▼を選択することで網羅的に検索できます。なお、検索キーの区分は、漢字等によるキーワードと、法令コードの2種類があります。判決年月日や法令番号、それぞれのデータにつけられている固有番号（Z888－1602等）で検索する場合は法令コードを使い、税法用語等で検索する場合はキーワードを選択します。

活用法どおりに入力して、士業で検索すると163件から174件（7月19日現在）に、検索結果が増えています。更に必要経費を追加して検索すると68件から74件に増えています。この増加部分が、活用法の発行時から現在までに投入されたデータとなります。

No.	税区分	情報区分	コード（概要）（本文）	タイトル	年月日	関連判決	関連雑誌目次
1	所得税	地裁	Z888－1602（本文）	東京地方裁判所平成21年（行ウ）第454号更正処分取消等請求事件（棄却）（控訴）国側当事者・国（仙台中税務署長）平成23年8月9日判決【判例時報2145号17頁】【弁護士業の必要経費/弁護士会役員の交際費等】	平23－08－09		平23.8.9 東京地裁
2	所得税	地裁	Z888－1627（本文）	千葉地方裁判所平成19年（行ウ）第〇〇号所得税更正処分等取消請求事件（棄却）（控訴）国側当事者・国（麻布税務署長事務承継者・柏税務署長）平成22年2月26日判決【情報公開法第9条第1項による開示情報】【青色事業専従者該当性・複数車両の必要性/弁護士業】	平22－02－26	Z888－1628（本文）	平22.2.26 千葉地裁

74件の検索結果の最初に弁護士業の必要経費が出力されます。この前提となる裁決は54番目にF0－1－320として検索抽出されていますが、判決ではないため関連判決欄は空欄になります。

Ⅱ　平成23年8月9日東京地方裁判所判決（Z888－1602）

TAINSを利用し始めの方は、検索結果の選択で漢字キーワード欄に☑マークを入れ、漢字キーワードも表示してみてください。Z888－1602の場合は「一般対応の必要経費、委任、家事関連費、家事費、課税仕入れ、課税標準、鹿野事件、危険負担、強制入会制度、業務遂行、継続的、公益法人、交際費、香典、懇親会費、社会通念、写真撮影料、趣旨、消費税、新年会費、事業所得、事業の意義、自己の危険と計算、自己の計算、人的役務の提供、対価を得て、地方消費税、日弁連、日本弁護士政治連盟、日本弁護士連合会、納付金、必要経費、必要経費の意義、弁護士、弁護士会、弁護士会役員、弁護士業、法人格なき社団、補佐人、補佐人税理士、忘年会費、立候補費用、リンク」が表示されます。TAINSの特徴の一つは漢字キーワードですから、その判決や裁決がどの漢字キーワードを持っているかで、類似のデータを探すことができます。

なお、リンクというキーワードは、PDF等による資料がリンクされているという意味です。

この判決は、注目のものですので、一次（概要）情報を見ていきます。

一次情報は、判決本文から、裁判所の判断を中心にまとめたものですので、判決の全文を読まなくても概要を知ることができます。

弁護士業を営む弁護士が、弁護士会の役員としての活動に伴い支出した懇親会費、役員選挙関連費用等が所得税法の必要経費になるか、また、消費税法の課税仕入れに該当するかが争われています。事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当であるとする判示は、所得税における必要経費計上の難しさを表しています。売上原価及び収益に対応する費用以外は、業務に関連していても家事関連費の範疇に入ると、挙証が非常に難しいからです。

なお、検索結果の関連雑誌目次欄の年月日等の部分をクリックすると、税務雑誌10誌の該当記事を掲載した目次情報にリンクしています。

Ⅲ　平成22年2月26日千葉地方裁判所判決（Z188－1627）

上記検索事例の2番目に表示された、これも弁護士業の事案です。関連判決欄には、控訴審である東京高等裁判所の平成22年10月20日の判決がリンクしています。

争点は、弁護士の妻の業務実態が青色事業専従者に該当するか否か、ということと、複数の自家用車が業務遂行上必要かということです。

青色事業専従者に関する問題は、青色事業専従者の該当性及び該当する場合の専従者給与の適正額について争われることが多く、この事例は、専従者の該当性が争われています。

判決文の中で、控訴人は、原判決は、必要経費についての主張・立証責任を控訴人に課したに等しいと主張することに対し、納税者が必要経費として申告した青色事業専従者給与等が必要経費に該当しないことの主張・立証責任は被控訴人にあるが、専従者が専ら控訴人の事業に従事しているものではないとの（調査結果に基づく）事実上の推定が働くことは否定できない場合、この事実上の推定を破るには、控訴人において専従者の具体的な勤務の実態が専ら事業に従事するものであることを、その裏付けを示して反証する必要があると述べています。税理士としては、関与先に常日頃事実の証明を残すように指導していることからすれば、参考になる判示です。

事業用車両については、この判決では2台以上の車の業務上の必要性は認められていませんが、1台目のボルボは認められています。普通乗用車は家事関連費として問題になることが多いので、1台目が全額必要経費、2台目以上が全額否認ではなく、台数に関係なく利用度に応じた経費計上も検討しなければなりません。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室 03-5496-1416

平成24年7月3日　第3回税理士証票交付式
新規登録者　69名